

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰による家計の支出増加など、特に影響度合いの大きい子育て世帯の実情を踏まえ、その生活を支援するため給付金を支給する。

2 概要

(1) おおた子育て世帯生活支援臨時特別給付金

対 象：平成19年4月2日から令和5年2月28日までの間に生まれた児童を養育する保護者で、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に大田区に住民登録のある者

金 額：1世帯あたり1万5千円

手続き：令和4年12月分の児童手当（特例給付含む）受給者は当該口座へ積極支給、それ以外の者は申請により指定口座へ振り込み

(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（上乘せ）

対 象：令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給者で、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に大田区に住民登録がある者

金 額：児童1人あたり5万円

手続き：令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した者は受給者口座へ積極支給、それ以外の者は申請により指定口座へ振り込み

3 支給までの予定

令和4年12月中旬	申請を要する対象者へ申請勧奨通知発送 コールセンター開設
令和5年1月中旬	積極支給対象者へ支給案内発送
令和5年2月上旬	積極支給対象者へ振込開始
令和5年2月中旬	申請により支給決定した対象者へ振込開始

4 コールセンター

「給付金コールセンター」

電話番号 03-6635-5033

開設期間 令和4年12月20日から令和5年3月15日

(土日祝日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時

業務内容 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に関する問い合わせ全般への対応

5 区民への周知

- (1) 区ホームページ 12月15日公開
- (2) 区報 12月21日号掲載
- (3) ツイッター 12月21日発信

なお、区ホームページの申請手続きの案内では申請期限の表記を強調し、ツイッターで周知広報を複数回発信するなど、申請漏れ対策を講じる。